

福島県景観計画 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">福島県景観計画</p> <p>平成21年10月1日 施行            平成22年 4月1日 第1回変更            平成23年 4月1日 第2回変更            平成30年 4月1日 第3回変更</p> <p style="text-align: center;">福島県</p>	<p style="text-align: center;">福島県景観計画</p> <p>平成21年10月1日 施行            平成22年 4月1日 第1回変更            平成23年 4月1日 第2回変更</p> <p style="text-align: center;">福島県</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第1 景観計画区域 (法第8条第2項第1号関係)</p> <p>1 景観計画区域            景観計画区域は、景観行政団体である市町村 (ただし、届出制度を有する景観に関する条例を施行していない市町村の区域を除く。)、二本松市及び大玉村の区域を除く県土全域とします。</p> <hr/> <p>2 景観形成重点地域            景観計画区域のうち、平成21年8月18日付け福島県告示第509号で指定した景観形成重点地域から会津若松市景観計画区域を除いた区域を磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域 (以下「景観形成重点地域」という。) に設定します。(図1のとおり)</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第2号関係)            (略)</p> <p>第4 景観重要建造物の指定の方針 (法第8条第2項第3号関係)            (略)</p> <p>第5 景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第3号関係)            (略)</p> <p>第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第4号のイ関係)            (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1 景観計画区域 (法第8条第2項第1号関係)</p> <p>1 景観計画区域            景観計画区域は、景観行政団体である市町村 (ただし、届出制度を有する景観に関する条例を施行していない市町村の区域を除く。)、二本松市及び大玉村の区域を除く県土全域とします。(ただし、会津若松市の区域のうち平成17年3月29日付け福島県告示第291号で変更された磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域 (以下「旧重点地域」という。) に含まれる区域を含む。)</p> <p>2 景観形成重点地域            景観計画区域のうち、旧重点地域から磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域 (都市計画区域外に限る。) を除いた区域を磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域 (以下「景観形成重点地域」という。) に設定します。(図1のとおり)</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第2項第2号関係)            (略)</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号関係)            (略)</p> <p>第4 景観重要建造物の指定の方針 (法第8条第2項第4号関係)            (略)</p> <p>第5 景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第4号関係)            (略)</p> <p>第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第5号のイ関係)            (略)</p>

福島県景観計画 新旧対照表

新	旧
<p>第7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号のニ関係） （略）</p> <p>第8 自然公園法の許可の基準（法第8条第2項第4号のホ関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">（以降図1から1まで略）</p> <p>2 次に定める道路の区間及びその区間の道路用地の境界線から両側100m以内の区域（猪苗代湖の河川区域に含まれる区域並びに道路用地の境界線から30mを超え100m以内の区域のうち、磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれる区域を除く。）</p> <p>(1) 国道49号のうち、中山トンネル出口（耶麻郡猪苗代町大字山潟地内）から同国道の左側の境界線と県道猪苗代湖南線の右側の境界線との接点までの区間及び猪苗代町域界までの区間</p> <p>(2) 国道115号のうち、県道福島吾妻裏磐梯線との接点である国立公園界（耶麻郡猪苗代町大字高森地内）から、同国道の右側の境界線と国道459号の左側の境界線との接点までの区間</p> <p>(3) 国道459号のうち、北塩原村と猪苗代町境界から右側の境界線と国立公園界との接点（耶麻郡猪苗代町字堰間上地内）までの区間</p> <p>(4) 県道会津若松裏磐梯線のうち、磐梯町境界から県道猪苗代塩川線との接点（耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道地内）までの区間</p> <p>(5) 県道猪苗代湖南線のうち、国道49号との接点から猪苗代町域界までの区間</p> <p>別表1から別表4（略）</p>	<p>第7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号のニ関係） （略）</p> <p>第8 自然公園法の許可の基準（法第8条第2項第5号のホ関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">（以降図1から1まで略）</p> <p>2 次に定める道路の区間及びその区間の道路用地の境界線から両側100m以内の区域（猪苗代湖の河川区域に含まれる区域並びに道路用地の境界線から30mを超え100m以内の区域のうち、磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれる区域を除く。）</p> <p>(1) 国道49号のうち、中山トンネル出口（耶麻郡猪苗代町大字山潟地内）から同国道の左側の境界線と県道猪苗代湖南線の右側の境界線との接点までの区間及び日橋川の河川区域の左岸側の境界線との交点（銀の橋）から県道会津若松裏磐梯線との接点までの区間</p> <p>(2) 国道115号のうち、県道福島吾妻裏磐梯線との接点である国立公園界（耶麻郡猪苗代町大字高森地内）から、同国道の右側の境界線と国道459号の左側の境界線との接点までの区間</p> <p>(3) 国道459号のうち、北塩原村と猪苗代町境界から右側の境界線と国立公園界との接点（耶麻郡猪苗代町字堰間上地内）までの区間</p> <p>(4) 県道会津若松裏磐梯線のうち、国道49号との接点から県道猪苗代塩川線との接点（耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道地内）までの区間</p> <p>(5) 県道猪苗代湖南線のうち、国道49号との接点から猪苗代町域界までの区間</p> <p>別表1から別表4（略）</p>